

平成20年度の水質検査結果

(平成20年4月から平成21年3月までの最大値)

検査項目	基準値	(簡易水道) 最大値	判定	(上水道) 最大値	判定
1 一般細菌	100個/ml	0	◎	0	◎
2 大腸菌	不検出	不検出	◎	不検出	◎
3 カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005	◎	0.00005	◎
5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.005	◎	0.007	◎
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005	◎	0.005	◎
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.76	◎	0.68	◎
11 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08	◎	0.13	◎
12 ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.1	◎	0.1	◎
13 四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002	◎	0.0002	◎
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005	◎	0.005	◎
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
19 トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
20 ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001	◎	0.001	◎
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.23	◎	0.22	◎
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002	◎	0.002	◎
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002	◎	0.009	◎
24 ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004	◎	0.008	◎
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	0.003	◎	0.036	◎
26 臭素酸	0.01mg/l以下	0.001	◎	0.002	◎
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.007	◎	0.076	◎
28 トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.02	◎	0.02	◎
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003	◎	0.018	◎
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.005	◎	0.018	◎
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008	◎	0.0083	◎
32 亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.019	◎	0.051	◎
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02	◎	0.03	◎
34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03	◎	0.04	◎
35 銅及びその化合物	1mg/l以下	0.07	◎	0.02	◎
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13.4	◎	28	◎
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005	◎	0.005	◎
38 塩化物イオン	200mg/l以下	16.4	◎	120.2	◎
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	80	◎	64	◎
40 蒸発残留物	500mg/l以下	153	◎	152	◎
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02	◎	0.02	◎
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下	0.000001	◎	0.000001	◎
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001	◎	0.000001	◎
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.005	◎	0.005	◎
45 フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005	◎	0.0005	◎
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下	0.6	◎	1.4	◎
47 pH値(水素イオン濃度)	5.8以上~8.6以下	7.5	◎	7.5	◎
48 味	異常でないこと	異常なし	◎	異常なし	◎
49 臭気	異常でないこと	異常なし	◎	異常なし	◎
50 色度	5度以下	1	◎	2.1	◎
51 濁度	2度以下	1	◎	1.6	◎

水質基準はすべて適合!

水道は、健康で文化的な生活や、さまざまな社会経済活動に欠くことの出来ないライフラインです。そのため、水道には水道法に基づいて水質基準に適合した「きれいで安全な水」を、常に安定して供給することが求められています。

左の表は、市内に供給されている水道水(水道の蛇口から出る水)の、平成20年度の水質検査結果(最大値)を示したものです。検査の結果、市内22カ所(上水道12

カ所、簡易水道10カ所)の水道水は、すべての項目が基準に適合しています。

市では、年々厳しさが増す水質基準に適合するよう定期的に検査を行い「いつでも、きれいで、安全・安心な水」が使えるように、これからもおいしい水の供給に努めます。



給水区域と給水人口

(平成20年3月31日)

上水道(58,141人)

大館地区、釈迦内地区、長木地区、上川沿地区、下川沿地区、十二所地区、花岡地区、矢立地区、扇田地区、西館地区、東館地区

簡易水道(8,696人)

真中地区、二井田地区、森合地区、早口地区、岩瀬地区、山田地区、赤川地区、本郷地区、岩野目地区、越山地区、蛭沢地区

油漏れ事故に注意しましょう

☎水道課 ☎43-7090

水道や農業用水などに使われている川に油が流出すると、私たちの生活に大きな被害を及ぼします。油漏れを起こさないよう、日ごろの点検を心掛けましょう。

■日常の点検

- ①配管などに亀裂や腐食が無いか確認しましょう。
- ②定期的にホームタンクの残量を確認しましょう。
- ③ホームタンクから給油(小分け)したあと、バルブが完全に閉まっているか確認しましょう。

■もし流出してしまったら

万が一、油を流出させてしまったときや水路などで異常を発見したときは、すぐに水道課または消防署(☎43-14151)に連絡してください。

納めてください

下水道事業受益者負担金

6月は下水道事業受益者負担金(分担金)第1期の納期です。平成21年度分の納入通知書が送付されますので、納期限まで納めてください。

なお、支払いには口座振替が便利です。金融機関に、納付書または受益者番号が分かるもの(負担金決定通知書など)、通帳、印鑑を持参して手続きをしてください。

お問い合わせ 管理課 ☎43-7086